

## 埼玉県汚染土壌処理業の許可の申請に関する手続等を定める要領

### (目的)

第1条 この要領は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく、汚染土壌処理業の許可等の申請に関し、法に定めるもののほか、計画書の事前提出等の必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正処理を推進し、もって生活環境の保全及び県民の健康を保護することを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要領において、事業計画者とは埼玉県の区域において、新規に法第22条第1項に基づき汚染土壌処理業に係る埼玉県知事の許可を受けようとする者及び法第23条第1項に基づく変更の許可を受けようとする者をいう。
- 2 この要領において、処理業許可とは、法第22条第1項又は法第23条第1項の規定に基づく埼玉県知事の許可をいう。
- 3 この要領において、処理業計画書とは、事業計画者が処理業許可の申請に先立ち、事業計画の内容の確認を受けるために提出する汚染土壌処理業計画書（様式1）をいう。
- 4 この要領において、事業実施予定地とは、処理業許可に係る施設を設置している又は設置しようとする工場又は事業場の敷地をいう。
- 5 この要領において、管轄環境管理事務所長とは、事業実施予定地を管轄する環境管理事務所長をいう。
- 6 この要領において、市町村長とは、事業実施予定地及び公図の上で事業実施予定地に隣接する土地が所在する市町村の長をいう。
- 7 この要領において、処理施設とは、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（主たる施設の他、保管施設等関連する附帯設備を含む。）をいう。
- 8 この要領において、汚染土壌とは、法第16条第1項の汚染土壌をいう。

### (処理業計画書の提出等)

- 第3条 事業計画者は、処理業許可の申請前に、処理業計画書を環境部長に4部（正本1部、副本3部）提出しなければならない。
- 2 環境部長は、処理業計画書が提出された場合は、市町村が所管する関係法令等に関し市町村長に意見を求めるものとする。また、管轄環境管理事務所で所掌する関係法令等に関し、管轄環境管理事務所長に意見を求めるものとする。
- 3 環境部長は、水環境課及び管轄環境管理事務所の職員に、事業計画者の立会いの下、事業実施予定地の現地調査を行わせることができる。
- 4 環境部長は、処理業計画書の内容に関して、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」に基づいて審査を行うほか、必要に応じて、本庁関係部局等の長と協議するものとする。

- 5 環境部長は、第2項の規定により求めた意見、第3項による現地調査の結果、前項の本庁関係部局等の長との協議及び次条第3項の規定に基づく報告書を参考にして処理業計画書を確認し、その結果を様式2により事業計画者に通知するものとする。
- 6 事業計画者は、環境部長から処理業計画書の内容について不備等の指摘を受けたときは、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(隣接土地所有者及び周辺地域の住民等への周知)

第4条 処理業計画書を提出した事業計画者は、次の者(以下「周知対象者」という。)に対する事業計画の内容の周知(以下「計画周知」という。)をしなければならない。

ただし、環境部長が別に定める場合にあつてはこの限りでない。

ア 公図の上で事業実施予定地に隣接する土地の所有者

イ 環境部長が別に定める周辺地域の住民等

- 2 事業計画者は、計画周知を行う場合にあつては、あらかじめ、汚染土壌処理業に係る周知計画書(様式3)を環境部長に4部(正本1部、副本3部)提出しなければならない。なお、計画周知の方法は次のいずれかによること。また、説明会を開催する場合にあつては、周知対象者の参加に支障が生じないよう実施の時期及び回数について適切な設定を行うとともに、周知対象者から提出された意見を事業計画に反映するよう努めなければならない。

ア 戸別説明

イ 説明会の開催

ウ ア及びイの併用

- 3 事業計画者は周知計画書に基づく計画周知を実施したときは、速やかにその結果について、汚染土壌処理業に係る周知結果報告書(様式4)を環境部長に4部(正本1部、副本3部)提出するものとする。
- 4 前項の報告書には、計画周知において周知対象者から提出された意見等、当該意見に対する事業計画者の回答並びに当該意見等の事業計画への反映等に関する事業計画者の考え及び方針について記載した書類を添付しなければならない。

(処理施設設置協議)

第5条 事業計画者は、処理施設を設置又は変更しようとするときは、次に定める事項について必要な措置を講じた上で、処理施設設置協議書(様式5)(以下「協議書」という。)を環境部長に3部(正本1部、副本2部)提出し、承認を受けなければならない。

ただし、変更の許可の申請であつて、処理施設の変更に係る工事が一切生じない場合は、この限りではない。

ア 第3条第5項の規定に基づく通知(以下「確認結果通知」という。)に記載さ

れた指示事項

- イ 事業を行うために必要な他の法令に基づく許可及び認可等
  - ウ 処理業計画書提出後から、協議書を提出するまでの間に、汚染土壌処理業に係る許可の基準等について、国が法令改正を行い施行した場合にあっては、当該改正後の基準等への適合
  - エ 環境部長が特に必要があると認めた事項
- 2 事業計画者は、環境部長から協議書の不備等の指摘を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。
  - 3 環境部長は、協議書を審査し、適正であると認めたときは、事業計画者に処理施設設置承認書（様式6）を交付するものとする。
  - 4 事業計画者は、確認結果通知を受けた日から起算して2年以内に協議書を提出しなければならない。事業計画者は当該協議書を2年以内に提出できなかったときは、改めて処理業計画書を提出し、審査を受けるものとする。

（許可申請）

- 第6条 事業計画者は、処理業許可の申請書を整備・充足の上、知事に3部（正本1部、副本2部）提出するものとする。
- 2 知事は、許可処分を行うに当たっては、処理施設について水環境課及び管轄環境管理事務所の職員に実地に調査を行わせるものとする。この場合において、事業計画者は、調査に必ず立ち会わなければならない。
  - 3 知事は、第1項の処理業許可の申請に基づいて許可したときは、指令書（様式7）及び許可証を事業計画者に交付するものとする。

（更新許可申請）

- 第7条 法第22条第4項の規定に基づき、許可の更新を受けようとする者は、法第22条第1項の許可の有効期限の60日前までに、処理業許可の申請書を知事に3部（正本1部、副本2部）提出するものとする。
- 2 知事は、許可処分を行うに当たっては、管轄環境管理事務所で所掌する関係法令等に関し管轄環境管理事務所に意見を求めるものとする。
  - 3 知事は、前項の処理業許可の申請に基づいて許可したときは、指令書（様式7）及び許可証を、当該申請をした者に交付するものとする。

（処理業の譲渡及び譲受、合併又は分割並びに相続の承認申請）

- 第8条 法第27条の2第1項、法第27条の3第1項及び法第27条の4第1項の規定に基づく承認を受けようとする者（以下、「承認申請者」という。）は、法に規定する申請書を知事に3部（正本1部、副本2部）提出するものとする。
- 2 知事は、承認処分を行うに当たっては、水環境課及び管轄環境管理事務所の職員に実地に調査を行わせることができる。この場合において、承認申請者は、調

査に必ず立ち会わなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認申請に基づいて承認したときは、指令書(様式8)を承認申請者に交付するものとする。また、法に定める許可証については、当該申請に係る汚染土壌処理業者の地位を承継した者に交付するものとする。

(事務手続等)

- 第9条 処理業計画書が提出されたときは、環境部長は様式9により市町村長に、様式10により管轄環境管理事務所に、処理業計画書1部を添えて、照会するものとする。
- 2 環境部長は、前項の意見照会を行ったときは、その旨を様式11により、管轄環境管理事務所に通知するものとする。
- 3 環境部長は、確認結果通知を行ったときは、その内容を様式12により市町村長に、様式13により管轄環境管理事務所に、それぞれ通知するものとする。
- 4 環境部長は、事業計画者から周知計画書又は周知報告書が提出されたときは、様式14により市町村長に、様式15により管轄環境管理事務所に、周知計画書又は周知報告書1部を添えて、通知するものとする。
- 5 環境部長は、第5条第3項の規定に基づいて承認したときは、様式16により市町村長に、様式17により管轄環境管理事務所に、それぞれ通知するものとする。
- 6 第7条第1項の許可申請書が提出されたときは、知事は様式18により管轄環境管理事務所に、照会するものとする。
- 7 環境部長は、知事が第6条第1項又は第7条第1項の申請について許可したときは、様式19により市町村長に、様式20により管轄環境管理事務所に、様式21により管轄環境管理事務所以外の全ての環境管理事務所に、それぞれ通知するものとする。
- 8 環境部長は、知事が第8条第1項の申請について承認したときは、様式22により市町村長に、様式23により管轄環境管理事務所に、様式24により管轄環境管理事務所以外の全ての環境管理事務所に、それぞれ通知するものとする。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長又は水環境課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年7月22日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び処理業許可の申請は、この要領に基づく計画書の提出及び処理業許可の申請とみなす。

- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によってしたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び処理業許可の申請は、この要領に基づく計画書の提出及び処理業許可の申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によってしたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び処理業許可の申請は、この要領に基づく計画書の提出及び処理業許可の申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によってしたものとみなす。